[東南支部だより]

[支部事務所]〒861-8045 熊本市東区小山2丁目20番27号(山内事務所) [メール] kumamotoshibu@mail.goo.ne.jp [電話]096-335-7251

巻 頭 言

熊本東南支部 支部長 山内 悟司

Succession business (事業承継) VS 行政書士

はじめに

熊本県行政書士会熊本東南支部(会員)の皆様こんにちは! 今回、事業承継 VS 行政書士として、法務・税務面から取り上げました。

なぜ事業承継が注目されているのか。その理由は、次の通りです。

- 1. 中小企業の経営者が高齢化
- 2. そのうち約半数が後継者未定

多くの企業は、事業承継の対応が大きな課題となっている現状です。

(現在の中小企業者数等)

企業	企業数	割合	
大企業	1.1 万者	0.28%	
中小企業	380.9 万者	99.72%	
うち小規模事業者	(325.2 万者)	(85.13%)	

- ※ 中小企業者(サービス業): 資本金の額又は出資の総額が 5 千 万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会 社及び個人
- ※ 小規模企業者(サービス業・商業): 従業員 5 人以下



今後の行事

[10月10日(水)] 無料相談会

9:30~16:00

於:熊本東区役所

[10月11日(木)] 無料相談会

9:30~16:00

於:熊本南区役所

[1月中旬] 研修会·懇親会 企業数の約 99%は、小規模企業者を含めた中小企業で占められています。その中小企業経営者の高齢化が進んでおり、今後 10 年間に、70 歳 (平均引退年齢)を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約 245 万人になります。半数以上が事業承継の準備を終えていない現状と言われています。現状を放置すると中小企業の廃業の増加により地域経済に深刻な打撃を与える恐れがあります。

今回、事業承継税制は、円滑な世代交代・生産性向上を図るため、その対象を抜本的に拡充することなどから、新たに支援措置が設けられ、多様な経営引き継ぎの形態に応じた次世代の経営者への事業承継を加速させると言われています。

I 平成30年4月1日から事業承継税制が大きく変わります

事業承継税制が創設されてから、事業承継の認定件数は、平成 27年で 500 件を超えているものの、実際の認定件数はその 1 割に満たないと言われています。今回、平成 3 0 年改正は、この事業承継税制をもっと多くの経営者に利用していただくために、適用要件を緩和し、引き下げた改正がされています。

《事業承継の認定件数》中小企業庁資料

単位:件

年分	相続	贈与	合計	年分	相続	贈与	合計
	税	税			税	税	
H23	63	73	136	H26	150	46	196
H24	89	69	158	H27	242	273	515
H25	126	69	195	H28	196	238	434

会務日誌

[4月27日(金)]

定時総会

 $15:30\sim16:45$

場所:城彩苑

多目的交流施設

懇親会

17:00~

場所:阿蘇庭 山見茶屋

Ⅱ《平成30年度税制改正の主なポイント》

1. 税制適用の入口要件を緩和(相続税・贈与税負担が100%猶予に)

今後10年間(平成39年12月31日まで)に限って、(要件を満たした場合に)事業承継の相続税・贈与税が100%猶予されます。

【緩和される要件】

- 猶予対象となる対象株式数の上限(改正前は 3 分の 2 まで)を撤廃し、**全株式**が適用可能に(事業承継時の支払い負担がゼロ)
- 納税猶予割合(改正前は相続税の猶予割合は80%)が100%に拡大。
- 親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者(最大 3 人)への承継も対象に。中小企業経営の実 状に合わせた、多様な事業承継を支援。

2. 税制適用後のリスクを軽減~将来の不安を軽減し利用しやすく~

- 売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算し、承継時の株価を基に計算される納税額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減。
- 5 年間で平均8割以上の雇用要件を未達成の場合でも猶予継続可能に(経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必用)。

3. 親族外への事業承継の税負担軽減措置

親族外承継を支援するため、M&A の際に発生する税負担(登録免許税・不動産取得税)の軽減措置が創設されました。

Ⅲ 事業承継税制の事前手続き

納税の猶予を受けるためには、「都道府県知事の認定」、「税務署への申告」などの手続きが必要です。

- 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までに、都道府県に「特例承継計画」を提出していること。
- 平成30年1月1日から平成39年12月31日までに、贈与・相続(遺贈を含む)により自社の株式を取得すること。

先ず、特例の適用を受けるためには、以下の2点を満たしていることが必要です。

※ 平成 29 年 12 月 31 日までに贈与・相続により株式を取得した場合は、特例の認定を受ける(あるいは通常の認定から特例の認定へ切替えを行う)ことはできません。

【申請書類】

- ⇒ 特例承継計画(事業承継税制の認定の申請をするまで、かつ、平成 35 年 3 月 31 日までに都道府県に提出する必要があります。)
- ◆ 第一種特例認定申請書(「先代経営者」から後継者への贈与・相続等)
- ◆ 第二種特例認定申請書(「先代経営者以外の株主」から後継者への贈与・相続等)
 通常の事業承継税制に関する申請書類
- ◆ 報告 (認定を受けた中小企業者用。通常認定・特例認定で共通。)

IV 行政書士業務

先ず、事業承継計画書の作成から!

中小企業庁は、中小企業の皆様の営む事業をしっかりと次世代に引き継いでいただけるよう、事業承継計画の立て 方や後継者の育成方法、その他事業承継に伴う課題と対策について分かりやすく解説した「事業承継マニュアル」を公 表しています。

是非とも、事業承継に関心を持って頂き、身近な相談者として、行政書士として対応して頂ければ幸甚です。 事業承継支援に関する詳細については、以下の URL よりご確認ください。

http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2017/170410shoukei.htm

V 最後に

身近な相談者として、益々ご活躍されることを祈念します。

(行政書士・税理士:山内悟司)



[東南支部ニュース]

★平成30年度 熊本東南支部定時総会のご報告★

平成30年4月27日(金)15時30分より、城彩苑多目的交流施設において、出席会員数19名、委任状出席数64名、合計83名が参加して 熊本東南支部の平成30年度定時総会が開催されました。

藤山義之副支部長の司会進行のもと開会し、はじめに山内悟司支部長の 挨拶が行われ、その後議長選出が行われました。

議長には横田祥一会員が選出され、また議事録署名人には、倉田千代喜、 前田久幸両会員が指名されました。

第1号議案と第2号議案が一括審議され、第2号議案についての中崎 弘明会員の事前質問書に対し、山内悟司支部長より別紙配布の回答書を 基に回答がなされたのち、賛成多数により可決承認されました。

引き続き第3号議案と第4号議案が一括審議され、事前質問書の提出 はなかったものの、藤本税会員より総会の場所について、東区又は南区の会場 で開催するべきではないかとの意見が出され、藤山義之副支部長より検討する 旨の回答がなされたのち、賛成多数により可決承認されました。

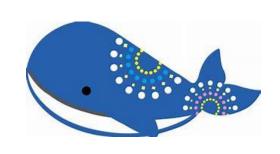
すべての審議が終了し、議長退任の挨拶ののち、最後に井口由美子本会会長の挨拶が行われ、盛会のうちに 16 時 45 分に閉会しました。

総会終了後、城彩苑内の山見茶屋に場所を移し懇親会が開催されました。

出席者数が 12 名とやや寂しくも感じましたが、おいしい郷土料理を頂きながら会員相互の親睦を深めることができました。







投稿のお願い

- ①支部活動への希望・提言
- ②おるが町・わたしの町(東区・南区の 名所・穴場紹介)
- ③私のオフタイム、私のライフワーク、 私の趣味
- ④サークルの呼びかけ
- ⑤私は以前こんな仕事をしていました (前職の思い出)
- ⑥行政書士業務でこんな変わった仕事をしました…などなど、あなたの投稿をお待ちしています。

[ページ] 5 / 12



先般、東南支部の先生から何か面白い話はありませんか、投稿お願いします、との打診があり、「ハイ判りました」と返事をしましたが、すっかり忘れてしまって 1 ヶ月遅れになってしまいました。申し訳ありません。

私の面白い話はたくさんあるのですが、品位を欠くとよろしくありませんので、今回は少し真面目に今から 50 年前に 始めた柔道のことを、主に中学、高校時代に体験したことや先生、先輩から教えを受けたことなどを中心に書きたいと 思います。

柔道の創始者は皆さんご存知と思われますが、「嘉納治五郎」先生で、柔道の正式名称は「日本伝講道館柔道」です。

ちなみに、現在の講道館長は熊本県出身の先生です。

柔道は、稽古、試合の時は必ず「礼」から始まり「礼」で終わります。

柔道の技は、「投げ技」「固め技」「当身技」ですが、「いろんな流派」をまとめて工夫してできた柔道は、極端な言い方をすれば、あらゆる格闘技の「いいとこどり」ではないかと思っています。つまり、戦国時代に鉄砲の弾、弓矢の矢も尽き、刀も折れたとき、如何にして相手を殺すかが秘伝として伝えられてきたのです。熊本でも有名な流派があります。

私は中学 2 年の時、柔道部の友人から誘われて何となく始め、高校でも県南にある、当時熊本県ではいつも入賞 する柔道の強い学校で練習に打ち込みました。

[ページ] 6 / 12

稽古は、立技(投技)、寝技(固め技)、そして絞技(首を絞める)があり、寝技(固技)での稽古では毎日のように絞め落とされます。 絞め落とされた時は意識を失い全く覚えておりません。

この絞技に耐えたことが、その後の私の人生の今に至るまで、大きく影響を及ぼしていると思っています。

絞技は単純に絞殺されることと同じで、痙攣して口から泡を吹いて、小便を漏らしたり、屁を放ったりします。慣れると 直ぐ絞落ちるようになり、白眼が出血して赤くなってなかなか取れなくなってきます。当時は稽古中に普通にみられた光 景であり、今思うと本当に何回死んだのかわかりません。

ですが、「活」を入れられ起きると、目覚めの悪い夢から醒めます。

「活」とは、胸部を開いて呼吸を誘う「誘い活」の他、「えり活」「総活」などがあります。柔術では、人を倒す「殺法 (殺法)」と「活法(かっぽう)」があり、柔術の達人は、両方の技を兼備えていました。

試合では絞落ちると一本負けですから、ある先輩がそれを見かねたのか稽古後に私を励ますつもりだったのか、「試合には出してもらえんぞ、逃げ切るか攻めるかせんか」と言ってくれました。

その言葉を意識して稽古していると、入部して半年が過ぎたころから「ゼーゼー」もがきながらも逃げることも多くなり、 何とか絞技が怖く無くなりました。

一流選手は、ほとんど絞技が上手です。当時は、抑込技が 30 秒で一本でしたが、絞技、関節技は数秒で決まります。 絞技、関節技では絶対に負けたくないと思っていました。

次は立技(投技)についてですが、試合は立技から始まります。今のルールでは、私が得意にしていた技は、ほとんどが反則技になっており、あまり話せません(秘密)。

ただ言えることは、身体の小さい私(60 キロ) が無差別の団体戦に出してもらえたのも、相手に組ませないで、自分だけ充分に組んで先に技を仕掛けいくという方法で試合をしていたからだと思います。

ちなみに、熊本市内の一番強い高校が、前年に全国優勝していたことから県予選に出場せず、そのおかげで (?) 優勝することができてインターハイに出場することができました。

その後、柔道ができる環境の職場に就職し、世界チャンピオン級の選手 4 人と試合する機会がありましたが全部負けました。しかし、絞技で負けたことはありません!

結局何が言いたいのかというと、この絞技に対する恐怖心を取り除いたことが、如何なる困難にも立ち向かう気持ちを養うことにつながったということです。

現役引退後は、子供達の柔道指導に携わりつつ、良き先輩行政書士の先生に教わりながら、多岐にわたる行政書士の業務に取り組んでいます。

柔道における「精力善用、自他共栄」 行政書士の「社会貢献、社会正義の実現」 これを支えにこれからも頑張りたいと思います。

[私の趣味]

悦 揮代丈

私は平成 28 年 4 月 2 日に熊本県行政書士会の登録を受けました東南支部の 悦 揮代丈 (えつ きよたけ) と申します。

私の趣味の外国文化及び語学の研修についてご紹介します。

現在、海外旅行等を楽しむため外国文化及び語学を学んでいます。

趣味のきっかけは熊本県行政書士会の申請取次行政書士の登録を受けたことです。

以前から海外旅行等に興味があったので、登録を機に外国文化及び語学を学ぶことにしました。

この外国文化及び語学を学ぶ方法はいろいろありますが、熊本市国際交流会館(KIF)が主催している文化サロン及び語学講座をよく利用しています。

現在、外国文化の研修はアメリカ・中国・ドイツ・韓国等の文化サロンを中心に行っています。

文化サロンは毎月不定期に行われ、テーマは毎回異なり各国(アメリカ・中国・ドイツ・韓国)の国際交流員がテーマについて発表し、一般の参加者と意見交換を行う内容となっております。

各文化サロンの参加定員は15名程度で小さな会議室で行われます。

テーマには次のようなものがあります。

- ① ~消えている中国伝統的な住宅~
- ② ~隠れた絶景!韓国の大自然~
- ③ 日本を訪問する外国人(~日本にくる観光客はどんな人?~)

等々です。

各文化サロンは日中と夜間に開催され日中は日本語、夜間は外国語となっております。

また、国際交流会館では文化サロン等の座学の他に食事会等の各種イベントもあり、会員及び外国人文化交流員の交流が行われています。

つづいて語学講座には次のようなものがあります。

- ① 英会話初級・中級
- ② 中国語初級・中級
- ③ 韓国語初級・中級
- ④ ドイツ語初級・中級
- ⑤ イタリア語初級・中級
- ⑥ フランス語初級・中級

等々があり、私は韓国語講座を受講しています。

各クラスはすべて外国人講師で前期・後期のクラスがあり受講期間は各5ヶ月となっております。

私は昨年度は初級講座を受講し、今年度は中級講座を受講しています。

講座内容は日常会話の習得を目的とし、各テーマ等について先生と生徒、生徒間で自己紹介及び意見等を述べる会話が中心となっております。

なお、語学講座は韓国語での会話が中心となっておりますが、日本語検定 1 級の外国人講師による日本語で随所に補助が行われます。

また、語学講座においても文化サロンと同様に座学の他に、受講者によるオフ会等が開かれます。

語学講座の利点は各語学講座の受講生 10 名から 15 名程の各々興味のジャンル及び海外旅行の経験が異なる受講生同士の情報交換が行えることです。

語学講座の受講を初めてやがて1年半が経ち、最近やっと日常会話に少し慣れてきました。

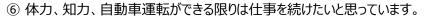
このように私は仕事の合間に趣味の外国文化及び語学を学んでいます。



[新入会員アンケート]

新入会員の皆様にアンケートを行いました。ご協力ありがとうございました!!

- ① 氏名
- ② 事務所所在地
- ③ 士業に限らず兼業の場合はその資格・お仕事
- ④ 前職
- ⑤ 趣味や特技
- ⑥ 自己アピールや抱負
- ① 中園 三千代
- ② 熊本市東区花立6丁目15番48号
- ③ なし
- ④ 熊本県職員
- ⑤ 映画鑑賞、ゴルフ ※特技 なし



.....



まるやま かずおみ

- ① 丸山 和臣
- ② 熊本市東区上南部2丁目20番2号
- ③ 平成30年5月1日付けで、日本ファイナン シャル協会から「AFP」の資格をいただいて おります。ただ今、税理士の登録を申請中で



す。予定では8月末までには登録ができるだろうといわれています。 予定通りでしたら9月からは税理士事務所も併せて行うつもりです。

- ④ 熊本県職員を今年の3月末で定年退職しました。
- ⑤・木工作が趣味です。「まる工房」と名付けて20年ほどになります。小物から大きなのはタンスなど自宅用や友人用に手作りしています。
 - ・ジョギングやウォーキングは40年ほど続けています。そのためか?健康診断でも特に異常はなく、いたって健康です。
- ⑥ 現役中から退職後は個人事務所を考えていました。大きなことは出来ませんが、小さいことをこつこつと、住民の皆さんに喜んでもらえるような事務所にしたいと考えています。
- ⑦ また、あれもこれもと欲を出さずに、なが一く続けていきたいと思っています。 事務所の経営は素人ですので、会員の皆様のご指導をよろしくお願いします。

しか

鹿肉。

幸せなことに、おすそわけを頂くことがあります。

グリルで焼いたり、玉ねぎにつけ漬けこんでみたり、色々と試した結果。

一番のヒットはカレー!

カレーといえば鹿肉カレー!!

と言いたくなるほど絶品です。

アクとりをしながらじっくりと煮込んだカレーは、コクのある出汁でとても良い味がします。

簡単調理のカレーなのに、なぜか、

「ごちそう気分」

になれるのは、

材料が鹿肉だからでしょう(^^)

狩りをされる方、おすそわけが届く 方、道の駅で見かけた方

鹿肉カレー

ぜひお試しください♪



[ページ] 10 / 12

- ① 的場 貴彦
- ② 熊本市東区錦ケ丘 23-8
- ③ 国際政治の研究者 (国立情報学研究所より著者 ID 付与済み) 業務としては行っていませんが、FP も持っています。
- ④ 青山学院大学大学院国際政治経済学研究科 国際政治学専攻安全保障コース修士課程大学院生
- ⑤ 趣味は旅行・読書・カラオケ・お酒等です。 旅行は国内を中心に年に 1~2 回行きます。京都が好きな観光地です。最 近ですと、観葉植物を育てることにはまっています。 特技といえるものはないですが、(株式・FX・仮想通過等の)チャート分析は することができます。
- ⑥ 現在のところ、補助金・融資、家族信託・相続等を中心に法人設立業務、 農地転用等を行っております(特殊な書類作成も経験しました)。AI が 導入される中でもなくならない非定型業務に力をいれようと考えております。

気になった先生方もいらっしゃると思いますが、私は少し変わった経歴をしております。真和高校を卒業後、中央大学法学部で政治学科に在籍しておりましたので法律もやりましたが、政治に関心を持ち、そのなかでも国際政治に関心を持っておりました。その後、大学院で国際政治を専攻致しました。修士論文では法律にも関係することがあり、そのことで、法務関係の仕事に関心をもちました。また、以前、法律を勉強していたことがあり、行政書士の将来性や幅広さにも惹かれ、行政書士になりました。

父は他士業で、他士業の先生とは若干のつながりはありますが、行政書士の先生とはあまりつながりがない状態です。行政書士の業務はあまりにも幅広く、また複雑なため、私一人のみでは対応できないこともでてくると思います。その際には、諸先生方にご相談させていただくことがあると思います。

また、先生方のご面倒な雑用等の業務などありましたら、私にご連絡頂ければいつでも喜んでさせていただきます。

「ほかの人ではなく、私でなくてはならない」といわれる専門性があり、また、 幅広く対応できる行政書士になりたいと考えております。

現在、20 代で勉強中の身ではありますが、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。





編集後記

支部だよりの印刷・発送の際に毎回のぼる話題。

書面で郵送の方々へは予算の都合で白黒印刷です。が、綺麗なカラー版で届けたい!

今回に限り、カラー印刷でお届けすることにしました。

いかがでしょうか?

毎号カラー印刷をするには、予算 が足りません。

メール会員の方々へは、カラー版 を PDF で送信しています。

せひ!

メール会員登録をお願いいたします。

(上田 乃梨子)

[東南支部からのご案内]

☆ ☆ ☆メール会員登録のお願い☆ ☆ ☆

熊本東南支部では、経費削減及び会員の利便性を高めるべく、メール(パソコン、スマートフォン及びタブレットで使用できるメールアドレス)による連絡文書及び「支部だより」の送信をしております。

文書の送信は、原則として PDF ファイルを添付する方法で行います。

※メールアドレスについては、許可なく上記目的以外に使用しないこと及び情報漏洩なきよう十分 配慮いたします。

【登録方法】お使いのメールソフトから、件名を「メール会員登録希望」とし、

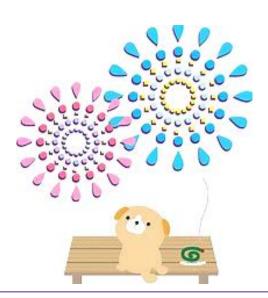
①お名前 ②事務所所在地 ③電話番号

をご記入のうえ、下記の**熊本東南支部専用メールアドレスへ送信**をお願いいたします。なお、今後も紙ベースでの郵送をご希望の方には、従来どおり郵送いたしますが、支部運営の効率化を図るために、会員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

〈熊本東南支部専用メールアドレス〉

kumamotoshibu@mail.goo.ne.jp







奥付

発行所 熊本県行政書士会

熊本東南支部

発行人 支部長 山内 悟司

編集人 副支部長 藤山 義之

編集長 上田 乃梨子

《ご意見・投稿のあて先》

〒862-0909

熊本市東区湖東2丁目13番7 号 藤山事務所

メール

kumamotoshibu@mail.goo.ne.jp

TEL 050-3602-5720

FAX 096-285-3615

[ページ] 12 / 12